

国の行政機関での職員の旧姓使用について

平成 13 年 7 月 11 日
各省庁人事担当課長会議申合せ

職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することについて下記のとおり取り扱うこととする。

記

- 1 各府省は、2 に定める文書等に記載された職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申出があった場合、旧姓の記載を行うこととする。
- 2 本申合せに言う「文書等」とは以下に掲げるものをさす。
 - (1) 職場での呼称
 - (2) 座席表
 - (3) 職員録
 - (4) 電話番号表
 - (5) 原稿執筆
 - (6) 人事異動通知書
 - (7) 出勤簿
 - (8) 休暇簿
- 3 上記 1 及び 2 は、上記 2 に定める文書等以外のものについて、職員から旧姓使用の申出があった場合に、各府省が旧姓使用の可否を個別に判断し、旧姓使用の範囲を拡大することを妨げない。
- 4 各府省は、人事担当課等の職員を「旧姓使用担当相談官」（仮称）として任命し、各府省内における上記の方針の周知徹底及び職員からの相談等の業務を行わせしめることとする。
- 5 上記の内容は、平成 13 年 10 月 1 日より実施する。